

## 第49回

弁護士からみた  
環境問題の深層

玄 唯真

弁護士／日本CSR推進協会・環境法専門委員会委員

生物多様性クレジットの  
課題と展望

生物多様性は人類を含む全生物の生存に不可欠であり、その保全は持続可能な社会の実現のためにも欠かせないものとなっている。近年、生物多様性の損失が深刻化し、これに対処する国際的な枠組みや法制度が整備されている。その中でも、特に生物多様性クレジット・オフセットが注目を集めている。本稿では、生物多様性の概念と重要性を整理したうえで、生物多様性クレジットを制度化している英国、オーストラリアの事例を紹介し、生物多様性クレジットが抱える課題と法律家の役割について検討を加える。

## はじめに

筆者は、現在株式会社ヘラルボニーにてインハウスマーチャーとして日々の業務に携わっている。ヘラルボニーの事業の一つとして、衣服、スカーフ、革小物などのプロダクトの生産及び販売も行っている。原材料であるシルクや革は、蚕や牛などの生物に由来するものであり、生物多様性の保全に無関心ではいられない。そのような観点から、「責任あるものづくり宣言」を公表し、自然に対する影響を可能な限り低減する取り組みを行っている。もっとも、その影響力には必然的に限界があり、個社の努力にとどまらず制度的に生物多様性の保全を実現する手段も検討する必要があるだろう。このような関心事から、生物多様性に対して企業や法律家はどのように向き合っていくべきなのか、本稿で検討を加えていきたい。

近年、気候変動とともに生物多様性の損失が深刻化しており、これに対処するための国際的な枠組みや法制度の整備が進んでいる。このような中で、生物多様性の保全の取り組みの一つとして、「生物多様性クレジット」が注目されている。これは、気候変動対策におけるカーボンクレジットに類似する仕組みであり、諸外国においては、こうしたクレジット制度が導入されつつある。そこで、本稿では、生物多様性の基本的な概念について概説した後、生物多様性クレジットの取り組みについて、英国及びオーストラリアでの法制度の紹介を行う。さらに、今後の生物多様性クレジットの導入に伴う課題と展望を検討し、法律家の役割について論じる。

## 1. 生物多様性とは

## 1.1 意義

1993年に発効された生物の多様性に関する条約によれば、生物多様性とは、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるものを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義される。ここから生物多様性には（i）遺伝資源の多様性、（ii）生物種・群の多様性、（iii）生態系の多様性、の三つの多様性が存在すると考えられている<sup>1)</sup>。生物多様性の重要性を考える上での視点として、生物多様性は生態系サービスを人類に対して提供しているという点が挙げられる。2001年から2005年にかけて実施されたミレニアム生態系評価は、生物多様性が様々な生態系サービスを生み出す基盤になっていることを示し、生物多様性は「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」に分類される生態系サービスの供給を通じて人類の福利の向上に貢献しているという、現在も広く参照されている枠組みを打ち出した。図1で示すように、供給サービスとして食料、水、原材料などの人間の生活に必要なサービスを供給し、調整サービスとして水量調整、水質浄化、花粉媒介など環境を維持する仕組みを提供し、文化的サービスとして自然景観の保全、レクリエーションなど人間の文化的な生活に寄与するサービスを提供している。そして、これらの生態系サービスの基盤となる基盤サービスとして植物の光合成による酸素の生産、土壌

供給サービス 食料、水、原材料	調整サービス 環境の調整	文化的サービス 精神的充足感
基盤サービス 光合成、土壌形成		

図1 生態系サービス

形成、有機物の生産など生物の生存を下支えしている。このように、生物多様性は、それ自体に価値があると考えられるにとどまらず、人々の生存及び経済活動の基盤として不可欠な存在であるという、重要な道具的価値も有している。

## 1.2 昆明・モンリオール生物多様性枠組

このような生物多様性の重要性に鑑み、世界各国が生物多様性に係る取組みの基礎としているのが、2022年に開催されたCOP15で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組である。2050年ビジョンとして、「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」自然と共生する世界の実現がビジョンとして設定され、そのための2030年までのミッションとして、「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」が設定された。また、2050年ビジョンの具体的な4つの長期ゴールとして、①生態系の健全性とレジリエンスを維持・強化し、自然生態系の面積を増加させ、絶滅危惧種の絶滅を防ぎ、遺伝的多様性を維持し、野生種及び家畜・栽培種の適応能力を保護すること、②生物多様性を持続的に利用・管理し、生態系の機能とサービスを評価・維持・回復し、持続可能な開発を支えること、③遺伝資源と関連する伝統的知識の利用から生じる利益を公正に配分し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献すること、④生物多様性の資金ギャップを縮小し、資金源や技術協力を確保することが、それぞれ設定されている<sup>2)</sup>。

## 2. 生物多様性オフセットと生物多様性クレジット

### 2.1 意義

生物の多様性に関する条約が1993年に発効していることからわかるように、生物多様性の保全の重要性が叫ばれているのは最近のことではない。もっとも、気候変動による急激な環境変化に伴い生物多様性の保全が脅かされていることから、生物多様性の保全が可及的速やかに求められるようになってきている。そこで、近年生物多様性の保全にあたって注目を集めている手法が生物多様性オフセット及び生物多様性クレジットである。生物多様性BBOPスタンダードでは、生物多様性オフセットを「開発事業による重要な残存する悪影響を軽減し、適切な予防および緩和措置が講じられた後に、それを補償するために設計された測定可能な保全の成果<sup>3)</sup>」と定義している。生物多様性オフセットの目標は、種の構成、生息地の構造、生態系の機能及び人々の使用や文化的価値に関して、生物多様性の「純損失ゼロ (No Net Loss)」、可能であれば「純利益 (Net Gain)」を現地で達成することにある。生物多様性オフセットの考え方はすでに多くの国で採用されており、日本においても環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号）の環境保全措置指針に関する基本的事項における環境保全措置の検討において、「事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討が行われるものとする」と、代償措置を求め生物多様性オフセットの考え方を採用している。

生物多様性クレジットとは、生物多様性への正の影響を定量化した上で取引の対象としたものである。生物多様性クレジットは、主に何らかの開発事業によって、生息地に負の影響を与えた場合に、当該負の影響を相殺する範囲での生物多様性クレジットを購入することによって、生物多様性オフセットを実現するために用いられることが想定されているが、市場における経済的価値が認められれば生物多様性オフセット以外の用途に用いられる可能性もある。

また、生物多様性クレジットを貯蓄し、オフセット用途として利用することやオフセットに必要な開発事業者に販売するシステムはバンキングと呼ばれている。生物多様性オフセット、バンキング、クレジットの関係は図2の通りである。

## 2.2 諸外国における生物多様性クレジット

### 2.2.1 英国における生物多様性クレジット

英国では、2021年環境法に基づき、土地の開発事業において、生物多様性ネットゲインが求められることとなった<sup>5)</sup>。土地の開発業者は、土地を開発しつつも自然の回復に貢献しなければならない、土地の開発事業において、生物多様性オフセットを実現するのみならず、野生生物の生息地を開発前よりも良い状態にすることが求められる。具体的には、開発業者は、開発工事を計画している土地の生息地の損失を避けるよう努めなければならない、生息地の損失を避けることができない場合、開発敷地内又は敷地外に生息地を造成しなければならない。敷地内又は敷地外の土地を使用して、生息地の造成を行うことができない場合、政府から法定の生物多様性クレジットを購入しなければならない。政府は売却した生物多様性クレジットを源泉として、生息地の創出に投資することとされている。このように生物多様性オフセットの枠組みで原則として生息地の造成を行うことによる代償措置を求めた上で、代償措置を実施することができない場合は、生物多様性クレジットを購入させることにより、政府が開発事業者に代わって生息地

の創出に投資するという仕組みとなっている。

### 2.2.2 オーストラリアにおける生物多様性クレジット

オーストラリアでは、2023年自然修復法<sup>6)</sup>に基づき、全国的な生物多様性の認証および取引の枠組みが創設された。土地所有者によって生物多様性の強化や保護を目的とした活動である生物多様性プロジェクトが実施された場合、生物多様性認証が付与される。また各認証には、修復された土地の面積、実施された作業の種類、保護された生物多様性などの情報が記載される。生物多様性認証証書は、カーボンクレジットと同様に譲渡や売却が可能とされ、生物多様性オフセット目的での取引のみに限られず、ESG投資や自然への依存に伴うリスク管理などの目的で関心のある第三者に売却することができる。英国における生物多様性クレジットは、政府からの購入を前提としている一方で、オーストラリアにおいては、生物多様性クレジットを市場でも販売できるようにしている点で、より積極的に取引の対象としてのクレジット化を進めており、注目に値する。

## 3. 生物多様性クレジットに関する課題と展望

### 3.1 課題

上述の通り、英国やオーストラリアにおいてはすでに生物多様性クレジットの考え方は法制度上も導入されている

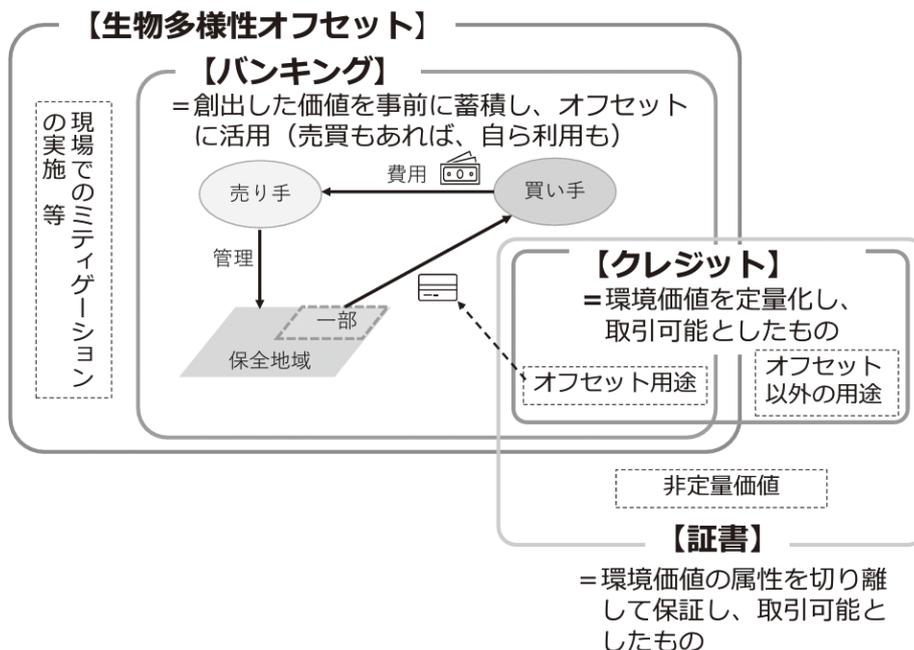


図2 生物多様性オフセット及び生物多様性クレジットの概念図<sup>4)</sup>

ことから、今後カーボンクレジットと同様に生物多様性クレジットの考え方が日本を含め世界中に浸透する可能性を秘めている。もっとも、生物多様性クレジットの導入のために乗り越えなければならないハードルは少なくない。

### 3.1.1 生物多様性クレジット一般の課題

まず、生物多様性の測定対象や測定手法について確立することが困難であることが挙げられる。温室効果ガスであれば、測定すべき対象は温室効果ガスの排出量と削減量に定まっており、また、温室効果ガスの排出量と削減量の測定手法及び測定技術も確立されつつある。実際に、カーボンクレジットは実務的に実装可能なレベルになってきており、現にカーボンクレジットに係る取引は実施されている。一方で、生物多様性クレジットについては、クレジットの創出においてまず何を測定するべきなのかコンセンサスが得られておらず、また、測定対象が定まったとしても、いかにして金銭的価値として算出するべきか測定手法も確立されていない。このような測定対象及び測定手法が不確かな中で算出された生物多様性クレジットを販売すること又は購入することはグリーンウォッシングであると非難される可能性が存在し続けることになる。

次に、生物多様性クレジットによって、生物多様性オフセットを実現することが効果的であるのか明らかではないという問題がある。ある地域に生息するAという種の生物の生息地を失わせる代替措置として別の地域にAという種の生物の生息地を設けた場合、生物多様性における、種間の多様性の保全にはつながるかもしれないが、元々の生息地に生息していた生物の生息地を奪うことになるため、種内の多様性の保全につながらず、また、新たな生息地にAという種の生物の生息地を設けることにより、すでに生息していた生物からなる生態系の多様性を害してしまう恐れすらある。英国の生物多様性クレジットの法制度の導入に基づき、生物多様性の保全が向上したのか実証研究を行なった研究<sup>7)</sup>によれば、植物の生物多様性に対してはわずかな増加に留まり、鳥類や蝶類に対してはほぼ無視できる増加しかもたらさない可能性が高いことを示しており、生物多様性クレジットが生物多様性の保全に貢献しているのか未だ不明確である<sup>8)</sup>。

### 3.1.2 生物多様性クレジットの日本法における課題

日本においては、既存の法律との関係性の整理が必要となる。すでに日本では生物多様性基本法を基本法として、自然環境保全法、自然公園法、自然再生推進法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律など様々な環境法に係る個別行政法に基づいて、生物多様性の保全を図

ろうとしている。加えて、生物多様性の損失を防ぐために、国立公園等の保護地域の保全に加え、自然共生サイトでの活動をはじめとする民間等による生物多様性の維持、回復又は創出につながる活動が促されており、2023年より、環境省においては、一定の基準を満たす「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として個別に認定し、OECM（保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているものをいう。）として国際データベースに登録するという取組みを実施している。このような活動をさらに推進すべく、OECMの認定促進のために、2024年4月、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が新たに成立している。このように現行法では、個別行政法を組み合わせる生物多様性の保全を進めている中で、生物多様性クレジットの考え方を制度化した際に、既存の法制度にいかなる影響を与えるのか、意図せざる結果をもたらす可能性はないのか、法制度間での矛盾抵触が生じないのか、上記の課題も踏まえた上で慎重に判断する必要がある。

生物多様性クレジットが法制度化されなくとも、生物多様性クレジットを利用した生物多様性オフセットが世界中で標準化した場合は、ボランタリークレジットとして普及する可能性は存在する。この場合においても、生物多様性クレジットを販売する者、購入する者いずれにおいても慎重な法的なリスク分析を行う必要がある。まず、カーボンクレジットの法的性質についても定説がない中で、生物多様性クレジットに関しても同様に法的性質をどのように考えるのか、検討が必要となる<sup>9)</sup>。また、カーボンクレジットの売買にあたってその「種類」や「品質」について、契約不適合責任は観念し得る<sup>10)</sup>と考えられているため、生物多様性クレジットにおいても同様に契約不適合責任が問題になる。したがって、生物多様性クレジットを創出・販売する者にとっては、販売した生物多様性クレジットの価値の正確性が担保されない場合、契約不適合責任を負担する可能性があることを理解する必要がある。価値の正確性の担保について、契約の目的や個々の具体的なプロジェクトの内容にもよるところではあるものの、例えば、生物多様性クレジットを購入した後、生物多様性クレジットの根拠となった生息地における生物多様性に想定されていた場合に比べて悪影響が生じていたという場合には、契約不適合が存在するとして責任を追及されるおそれがあるだろう。購入する側としても、生物多様性クレジットの価値が正当なものであるか吟味する必要があり、契約不適合責任

の追及を可能とすることに加えて、生物多様性クレジットの創出に当たっての対象となったプロジェクトの内容や根拠資料の内容、測定対象や測定手法が合理的な内容であることなどが真実かつ正確であることの表明及び保証を求める必要があるだろう。

### 3.2 展望

このように生物多様性クレジットが乗り越えるべき課題は少なくない。もっとも、課題の解決につながる動きも存在する。まず、2023年9月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の開示枠組みの最終版が公表され、2024年にはすでに45カ国で320社がTNFDの開示枠組みに基づく開示を行うことを表明しており<sup>11)</sup>、企業活動を通じた生物多様性に与える影響を含む自然資本に関する情報開示が進むことが考えられる。これにより、自然資本と企業の関係性に関する情報の質と量が拡大することにより、生物多様性クレジットの創出に当たっていかなる事象を測定対象とし、どのような測定手法を用いるべきであるのか、今後確立していく可能性がある。また、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、生物多様性の価値評価が進めば、より一層測定手法の精緻化が進むものと考えられる。このように様々な課題があるものの、生物多様性クレジットを活用していく土壌は少しずつではあるものの整いつつあるのであり、生物多様性クレジットが普及しない又は制度として導入されないとは言い切れない。

## おわりに

本稿では、生物多様性の意義を概説した上で、生物多様性クレジットの導入事例の紹介及びその課題の検討を行ってきた。生物多様性は、単に地球上の生物や自然環境の多様性として捉えるにとどまらず、人類の経済活動や生活の基盤を支える自然資本としても重要である。生物多様性クレジットの測定手法や価値の精緻化、また、既存の法制度との調整といった課題も残されているものの、生物多様性クレジットが本格的に導入される可能性は否定できない。そのような場面において、生物多様性クレジットに関連する法的リスクを適切に評価しながら、利活用の可能性を慎重に検討する必要がある。また、生物多様性クレジットの目的は、生物多様性の保全にあり、経済的リターンを得るための道具として用いられるのでは本末転倒である。生物多様性の保全に真に役立つ形での導入がなされるように、法律家の立場からも適切な制度構築がなされているのか、引き続き評価・検討を行っていく必要があるだろう。

### 【参考文献】

- 1) 大塚直 (2023) 『環境法BASIC 第4版』(有斐閣) 373頁
- 2) 環境省 (2023) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組 (仮訳)」
- 3) Kerry ten Kate, *Business and Biodiversity Offsets Programme Glossary* 2018
- 4) 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会事務局 (2022) 「自然資本関連の経済的インセンティブ等に関するこれまでの検討経緯」 3頁
- 5) Department for Environment, Food & Rural Affairs (2023), *Biodiversity net gain*  
<https://www.gov.uk/government/collections/biodiversity-net-gain>
- 6) Nature Repair Act 2023  
<https://www.legislation.gov.au/C2023A00121/asmade/text>
- 7) Marshall, Cicely A. M, et al (2024) "England's statutory biodiversity metric enhances plant, but not bird nor butterfly, biodiversity." *Journal of Applied Ecology* 61.8 : 1918-1931
- 8) これらの課題の他にも、生物多様性クレジットの効果について、クレジット取引は信頼性に欠ける構造的に脆弱な規制手段である、制度が容易に操作される、市場のインセンティブが保全目標と矛盾している、取引コストが非常に高額で中間業者に不必要な費用がかかる、クレジットの永久性に問題があり、長期的な保護は保証されていない、生物多様性の標準的な定義がなく、クレジット制度に適さないなどの問題点を指摘するものとして、Byron Swift (2024) "Why biodiversity credits cannot work (commentary)"  
<https://news.mongabay.com/2024/10/why-biodiversity-credits-cannot-work-commentary/?s=09>
- 9) 金融法委員会 (2024) 「カーボン・クレジットの私法上の位置付け—法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」 NBL1278号25頁-32頁
- 10) 森・濱田松本法律事務所 (2024) 「グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費 (排出量取引制度等の法的論点調査事業) 調査報告書」 123頁
- 11) TNFD (2024) "320 companies and financial institutions to start TNFD nature-related corporate reporting"  
<https://tnfd.global/320-companies-and-financial-institutions-to-start-tnfd-nature-related-corporate-reporting/>